

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する告示新旧対照表

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針
 (平成十二年労働省告示第百二十七号) (抄) (傍線部は改正部分)

改正案	現 行
<p>第1 趣旨</p> <p>この指針は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号。以下「法」という。)第8条(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第70条の6第2項、医療法(昭和23年法律第205号)第62条及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第137条の3の13において準用する場合を含む。)の規定により、法第2条第1項の分割(以下「会社分割」という。)をする同条第2項の会社(以下「分割会社」という。)及び同条第1項の承継会社等(以下「承継会社等」という。)が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な事項を定めたものである。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この指針は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「法」という。)第8条(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第70条の6第2項及び医療法(昭和23年法律第205号)第62条において準用する場合を含む。)の規定により、法第2条第1項の分割(以下「会社分割」という。)をする同条第2項の会社(以下「分割会社」という。)及び同条第1項の承継会社等(以下「承継会社等」という。)が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な事項を定めたものである。</p>
<p>第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 労働者の理解と協力に関する事項</p> <p>(1) 商法等改正法附則第5条の協議等</p>	<p>第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 労働者の理解と協力に関する事項</p> <p>(1) 商法等改正法附則第5条の協議等</p>

イ～ホ (略)

へ 会社分割の無効の原因となる協議義務違反等

商法等改正法附則第5条で義務付けられた協議を全く行わなかった場合又は実質的にこれと同視し得る場合における会社分割については、会社分割の無効の原因となり得るとされていることに留意すべきであること。

また、最高裁判所の判例において、商法等改正法附則第5条で義務付けられた協議が全く行われなかった場合又は協議が行われた場合であっても著しく不十分であるため、同条が当該協議を求めた趣旨に反することが明らかなる場合には、法第2条第1項第1号に掲げる労働者は法第3条に定める労働契約の承継の効力を個別に争うことができる」とされていることに留意すべきであること。

(2) (略)

5 (略)

第3 農業協同組合法に規定する新設分割についての準用

第1及び第2(2)の(4)のハの(イ)のa及び3の(2)を除く。)の規定は、農業協同組合法第70条の3第1項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第5編第3章並びに第5章第2節及び第3節」とあるのは「農業協同組合法第70条の2から第70条の8までの規定」と、これらの規定(第2の4の(1)の後段を除く。)中「商法等改正法附則第5条」とあるのは「農業協同組合法第70条の6第1項」と、これ

イ～ホ (略)

へ 会社分割の無効の原因となる協議義務違反等

商法等改正法附則第5条で義務付けられた協議を全く行わなかった場合又は実質的にこれと同視し得る場合における会社分割については、会社分割の無効の原因となり得るとされていることに留意すべきであること。

また、最高裁判所の判例において、商法等改正法附則第5条で義務付けられた協議が全く行われなかった場合又は協議が行われた場合であっても著しく不十分であるため、法が当該協議を求めた趣旨に反することが明らかなる場合には、法第2条第1項第1号に掲げる労働者は法第3条に定める労働契約の承継の効力を個別に争うことができる」とされていることに留意すべきであること。

(2) (略)

5 (略)

第3 農業協同組合法に規定する新設分割についての準用

第1及び第2(2)の(4)のハの(イ)のa及び3の(2)を除く。)の規定は、農業協同組合法第70条の3第1項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第5編第3章並びに第5章第2節及び第3節」とあるのは「農業協同組合法第70条の2から第70条の8までの規定」と、これらの規定(第2の4の(1)の後段を除く。)中「商法等改正法附則第5条」とあるのは「農業協同組合法第70条の6第1項」と、これ

らの規定（第1及び第2の2の(4)のハの(ホ)並びに同4の(2)のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、これらの規定（第2の1の(1)のイ及び同(2)を除く。）中「分割契約等」とあるのは、「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第8条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項、 <u>医療法</u> （昭和23年法律第205号）第62条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の3の13において準用する場合を含む。）	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第8条
(略)	(略)	(略)

らの規定（第1及び第2の2の(4)のハの(ホ)並びに同4の(2)のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、これらの規定（第2の1の(1)のイ及び第2の1の(2)を除く。）中「分割契約等」とあるのは、「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項及び医療法（昭和23年法律第205号）第62条において準用する場合を含む。）	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条
(略)	(略)	(略)

第4 医療法に規定する吸収分割及び新設分割の場合についての準用
 第1及び第2の規定は、医療法第60条に規定する吸収分割及び同
 法第61条第1項に規定する新設分割について準用する。この場合に
 おいて、これらの規定中「会社法第5編第3章並びに第5章第2節
 及び第3節」とあるのは「医療法第6章第8節第2款の規定」と、
 これらの規定（第1並びに第2の1の(1)のへ及び同4の(2)のホを
 除く。）中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会
 社等」とあるのは「承継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは
 「医療法人分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中
 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読
 み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契 約の承継等に関する法 律（平成12年法律第103 号。以下「法」という 。）第8条（農業協同 組合法（昭和22年法律 第132号）第70条の6第 2項、医療法（昭和23 年法律第205号）第62条 に及び国民年金法（昭 和34年法律第141号）第 137条の3の13において	医療法（昭和23年法律第205号 ）において読み替えて準用す る会社分割に伴う労働契約の 承継等に関する法律（平成12 年法律第103号。以下「法」と いう。）第8条
----	---	--

第4 医療法に規定する吸収分割及び新設分割の場合についての準用
 第1及び第2の規定は、医療法第60条に規定する吸収分割及び同
 法第61条第1項に規定する新設分割について準用する。この場合に
 おいて、これらの規定中「会社法第5編第3章並びに第5章第2節
 及び第3節」とあるのは「医療法第6章第8節第2款の規定」と、こ
 れらの規定（第1及び第2の4の(2)のホを除く。）中「分割会社
 」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承
 継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは「医療法人分割」と読
 み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契 約の承継等に関する法 律（以下「法」という 。）第8条（農業協同 組合法（昭和22年法律 第132号）第70条の6 第2項及び医療法（昭 和23年法律第205号） 第62条において準用す る場合を含む。）	医療法（昭和23年法律第205 号）において読み替えて準用 する会社分割に伴う労働契約 の承継等に関する法律（以下 「法」という。）第8条
----	--	---

準用する場合を含む。)	
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

第5 国民年金法に規定する吸収分割の場合についての準用

第1及び第2 (2の(4)のハのイ)のbを除く。)の規定は、国民年金法第137条の3の7第1項に規定する吸収分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第5編第3章並びに第5章第2節及び第3節」とあるのは「国民年金法第10章第1節第8款第2目及び第3目の規定」と、これらの規定(第1並びに第2の1の(1)のハ及び同4の(2)のホを除く。)中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、「会社分割」とあるのは「基金分割」と、これらの規定(第2の1の(1)のイ及び同(2)を除く。)中「分割契約等」とあるのは「分割契約」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)

<u>第1</u>	<u>会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号。以下「法」という。)</u> <u>第8条(農業協同組合法(昭和22年法律</u>	<u>国民年金法(昭和34年法律第141号)第137条の3の13において読み替えて準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号。以下「法」という。)</u>
-----------	---	--

<p>第132号) 第70条の6第2項、医療法(昭和23年法律第205号) 第62条及び国民年金法(昭和34年法律第141号) 第137条の3の13において準用する場合を含む。)</p>	<p>第8条</p>
<p>法第2条第1項の分割(以下「会社分割</p>	<p>国民年金法第137条の3の7第1項の吸収分割(以下「基金分割</p>
<p>同条第2項の会社(以下「分割会社</p>	<p>同条第2項の吸収分割基金(以下「分割基金</p>
<p>同条第1項の承継会社等(以下「承継会社等</p>	<p>同項の吸収分割承継基金(以下「承継基金</p>
<p>分割会社が</p>	<p>分割基金が</p>
<p>第2の1の(1) 次に掲げる会社法(平成17年法律第86号)に規定する日のうち、株式会社にあつては、イ又はロのいずれか早い日と同じ日に、合同会社にあつては、ハと同じ日に行われることが望ましいこと。</p>	<p>分割基金が、国民年金法第137条の3の11の規定による公告をし、又は知れている債権者に各別に催告する日と同じ日に行われることが望ましいこと。</p>

	<p>イ <u>吸収分割契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置く日</u></p> <p>ロ <u>株主総会を招集する通知を發する日</u></p> <p>ハ <u>債権者の全部又は一部が会社分割について異議を述べることができるときに、当該分割会社が、会社法に掲げられた事項を官報に公告し、又は知れている債権者に催告する日</u></p>	
第2の1の(2)	<p><u>分割契約等 (以下「分割契約等」)</u></p>	<p><u>吸収分割契約 (以下「分割契約」)</u></p>
第2の2の(1)	<p><u>会社法</u></p>	<p><u>国民年金法</u></p>
第2の2の	<p><u>会社の</u></p>	<p><u>国民年金基金の</u></p>

(3)のイ		
第2の2の(3)のニ	商法等の一部を改正する法律	国民年金法第137条の3の13において準用する商法等の一部を改正する法律
第2の2の(4)のイの(イ)	会社法	国民年金法
第2の2の(4)のイの(ロ)	会社は	国民年金基金は
第2の2の(4)のイの(ハ)	会社は 会社制度	国民年金基金は 国民年金基金制度
第2の2の(4)のハの(イ)	「基金 とする基金 、基金 対する基金 又は基金 承継会社に 基金がある 係る基金	「企業年金基金 とする企業年金基金 、企業年金基金 対する企業年金基金 又は企業年金基金 承継基金に 企業年金基金がある 係る企業年金基金 承継基金
	会社法第2条第29号の規定による吸収分割（以下「吸収分割」とい	

	う。) によって事業を承継する会社 (以下「承継会社」という。)	
	基金がない	企業年金基金がない
	承継会社を	承継基金を
	当該基金	当該企業年金基金
	承継会社が	承継基金が
第2の2の	承継会社が	承継基金が
(4)のハの		
(ロ)		
第2の3の	会社法	国民年金法
(1)のロの	会社は	国民年金基金は
(イ)	会社に残し	国民年金基金に残し
	承継会社に	承継基金に
第2の3の	会社法	国民年金法
(1)のロの		
(ハ)		
第2の3の	承継会社	承継基金
(2)	一の会社に	一の国民年金基金に
	吸収分割の場合であつて、法第6条第3項	法第6条第3項
第2の3の	工場事業場において	事業場において
(3)のイ		
第2の4の	会社の	国民年金基金の

(1) 07			